

真実を伝える
組合機関紙

かしな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL : 03-3583-9037
FAX : 03-5562-0853

定価 月 500円

増えない賃金・増える支出・苦しい生活 不安のトツプは「企業の将来」

2020春闘アンケート集計結果

アンケート回答者の属性(%)

	20代	30代	40代	50代	60代
男性	12.7	14.2	13.7	29.9	3.9
女性	5.9	5.4	7.8	5.9	0
合計	18.6	19.6	21.6	35.8	3.9

職種(%)

SE系	コンサル	営業系	事務系	サポート	本社系	その他
42.6	11.3	19.1	9.3	3.9	6.4	7.4

バンド(%)

3	5	6	7	8	9	10	不明
2.5	0.5	27.0	28.9	27.0	6.4	3.4	4.4

生活実感について(%)

	平均	20代	30代	40代	50代	60代
かなり苦しい	10.9	2.7	2.8	7.3	14.3	75.0
やや苦しい	33.9	21.6	30.6	46.4	35.7	25.0
(苦しい合計)	44.8	24.3	33.3	53.7	50.0	100.0
ややゆとり	51.0	67.6	55.6	43.9	50.0	0.0
かなりゆとり	4.2	8.1	11.1	2.4	0.0	0.0
(ゆとり合計)	55.2	75.7	66.7	46.3	50.0	0.0

賃上げ要求額(円)

平均	20代	30代	40代	50代	60代
38,665	35,278	26,667	39,028	40,968	82,500

職場の不安・不満(3件選択)

	2018年	%	2019年	%	2020年	%
1 雇用・リストラ	39.9	企業	40.6	企業	43.4	企業
2 企業の将来	33.8	雇用・リストラ	37.3	賃金	36.0	雇用・リストラ
3 賃金	27.7	賃金	27.6	雇用・リストラ	30.3	賃金
4 査定・評価	24.9	査定・評価	25.8	労働時間	25.1	査定・評価
5 仕事の内容	24.4	仕事の内容	22.1	仕事の内容	23.4	査定・評価
6 過労・健康	20.7	労働時間	17.5	技能・技術の継承	16.6	査定・評価
7 労働時間	16.0	過労・健康	16.1	査定・評価	15.4	査定・評価
8 ただ働き	7.6	ただ働き	5.1	人員不足	13.7	査定・評価
9 パワハラ	6.6	パワハラ	5.1	過労・健康	10.9	査定・評価
10 賃金・処遇差別	5.6	賃金・処遇差別	4.6	パワハラ	6.9	賃金・処遇差別

今回は春闘アンケートの項目ごとの集計結果を発表します。今年も20代と30代の若手から全体の約4割に上る回答が寄せられました。また職種では、SE系、営業系、コンサルなど、バンド別でも幅広くアンケートにご協力いただきました。

苦しい生活実感

まず生活実感については、40代と50代は半数で約8万円、40代と50代で約4万円にもなりま

職場の不安・不満のトツプが「企業の将来」

職場の不安・不満に感じること、43.4%

以上の人が「かなり苦しい」「やや苦しい」と回答しています。住宅や子供の教育費にお金がかかっている年代の生活が苦しくなっている実態がわかります。60代では、全員が苦しいと回答。シニア契約社員

に苦しんでいる社員の実情がうかがえます。さらに加えて今年は消費税10%への再増税ならびにそれに伴う物価上昇による支出の増加などがあり、家計は苦しさが増しています。大幅賃上げが必要

の人が「企業の将来」と回答。2年連続でトツプになりました。続いて「賃金」「雇用・リストラ」とトツプ3は変わっていませんが、「賃金」は、36%に上昇し、増えない賃金への不満が高まっています。「労働時間」と回答した人は25.1%

春闘に向けスタートダッシュ 臨時大会・春闘決起集会 — 今こそ労働条件の大幅アップを —



JMITU臨時大会
JMITU(日本金属製造情報通信労働組合)は2月1日、東京都内で臨時大会を開き、春闘方針を決めました。三木委員長(写真左)は、「生活悪化と景気悪化が同時進行している。大幅賃上げ実現でく止めよう」と強調。生計費にもとづく賃金要求、ストライキに立ち上がる統一闘

争、労働組合の助け合いの原点に立ち返ってたたかうと呼びかけました。また、国会に提出されている70歳就業の推進法案に関し、「年金改悪などひとくくりにし、年金だけで暮らせない高齢者を酷使する仕組みづくりだ。65歳まで賃上げなしの定年延長と安心できる年金こそ必要だ」と批判し呼びかけました。

春闘決起集会
国民春闘共闘委員会と東京春闘共闘会議は1月29日夜、都内の会場に約800人が集まり「国民春闘勝利決起集会」を開きました。

主催者挨拶で萩原東京春闘代表は「この20年間、賃金が改善せず、3回もの消費税増税の一方、大企業は莫大な内部留保をため込んでいる」と訴えると、続く野村春闘共闘事務局長が基調報告し



「先進国で日本だけが実賃賃金が上がっていない。これを打破するために大幅な賃上げを勝ち取り、また、最低賃金の全国一律化で地方再生を実現し、初任給引き上げ・非正規雇用の格差改善を勝ち取る」と呼びかけました。

最後に、小田川国民春闘代表幹事(写真右)が春闘の集約的賃金交渉を否定する経団連の姿勢を連帯して打破し、要求を勝ち取ると呼びかけました。



パワハラPIP解雇を撤回 エドワースライフサイエンス争議が勝利解決

日本IBMが始めたパワハラPIPが日本中に悪影響を及ぼし始めています。そのひとつ、エドワースライフサイエンス社で起こった労働争議については日本IBM支部を始めとするJMITUのノウハウを結集。勝利解決に導くことができました。以下にその内容をお知らせします。

探し当てたJMITU

結論から言えば、この事件はエドワースライフサイエンス社が解雇を撤回し、原告Sさんにとって納得できる内容の和解が成立しました。3年にわたる強い思いが「裁判所の和解勧告に従い被告会社の本件解雇を撤回」という結果を生み出した。リストラを意図した上司による職場のなかまへの

のが常套手段です。今回も前回も同じ時期ですから、まさに今、GTSデリバリ部門で人員削減プログラムが走っている。と見るのが妥当でしょう。58才以上の人が人員削減対象になっているという情報もあります。M担当のように人員削減目標達成のためにパワハラに走るラインもいます。十分に気を付けてください。

定年後再雇用は権利

賃金75%減は違法

厚生年金の支給開始年齢が段階的に65歳まで引き上げられたのはご存知の方も多いでしょう。現在、現役で働いているほとんどの人は65歳まで厚生年金が出ません。しかし、日本IBMグループの定年は60歳に止まったままです。そうすると、定年後、厚生年金が出る65歳までどうやって生活すればいいかという問題が出

れがいわゆる改正高年齢者雇用安定法（改正高年齢法）です。

シニア契約社員制度

賃金75%減は違法

この改正高年齢法に基づいて作られた日本IBMグループの制度が「シニア契約社員」制度です。定年を迎える一定期間前にきちんと希望を会社に伝えれば、誰でもシニア契約社員として再雇用されます。会社は再雇用を希望した社員に対して適切な仕事をアサインする義務があります。「仕事が無い」という言い訳は許されません。

は約850万円ですから、シニア契約社員になると現役時代に比較してたったの24%に落ち込んでしまふことになります。

賃金75%減は違法

賃金75%減は違法

ところがシニア契約社員制度には大きな問題があります。給与が低すぎるのです。月額17万円しかありません。賞与もありません。年収にすると約200万円にしかなりません。これではとても生活できません。

の嫌がらせを止めさせよう」と声をあげたSさんに対し、会社は長時間労働の強要、不当評価、不合

格前提のPIP（業務改善プログラム）実施など、組織ぐるみのパワハラを行いました。

Sさんは突発性難聴やうつ病を発症しながら、会社のこの不当な扱いをなんとか改めさせるべく必死で調査し、JMITU日本IBM支部のサイ

トに行き当たりました。これしか無いとJMITUに加入し、たたかいに立ち上がりました。「中途半端な思いで会社の人権侵害をうやむやにする

としても、会社を断罪する判決を求める」という強い思いが貫かれたたたかいでした。

解雇撤回の和解勧告

パワハラが開始された直後からの上司の言動、職場での扱いなどをメモや録音に残したSさんの行動力と努力、強い思い

が「裁判所の和解勧告に

組合なんでも相談窓口			
事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
本 社	TSDL・ISEL・System技術	大岡 義久	712-5175
本 社	GTS・ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
大宮西	TSOL・東第二TS・第四技術部	佐久間康晴	209-8019
名古屋	GTS・中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大 阪	GFS・西日本グリーンファシリティSVC	山本 茂秋	505-5420
大 阪	GTS・TSS・Sol&DeIPRJ推進	河本 公彦	205-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付（要予約）		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		

JMITU（日本金属製造情報通信労働組合）

力を合わせて問題を解決しよう

にはパワハラ人権侵害、長時間労働、未払い残業、退職勧奨・強要、解雇などたくさんさんの労働相談が寄せられています。困ったことが職場で起きたら遠慮せず、躊躇なく組合に相談ください。一人で悩むと精神的に疲弊してしまいます。大切な人や、家族、自身の為にも組合に相談してください。

(JMITU東京・南部地協 小泉隆一)

GTSデリバリ部門の M担当がまたパワハラ

箱崎本社18階のGTSデリバリ、WFM（ワークフォースマネジメント）のM担当がまたパワハラコメントを行っていたことが判明しました。

M担当のパワハラ内容

M担当は部下のAさんに以下のような言いがかりを作り、「業務改善をする」「毎週ミーティングをする」などと脅していました。

1. 少数のメンバーだけが参照している業務用ノートメールボックスにおいて、メンバー用の定型文として文章パターンを用意していましたが、その文章パターンタイトルが良くない。

M担当は常習者

このM担当はコスト管理部門にいた2018年にもパワハラを行っていました。時期も同じ1Qでした。その時は部下Bさんに対して過重労働になるように仕事を指示し、Bさんが文句を言うと退職プログラムを提示して「署名してこい」と強要

しました。M担当はその前のF&P担当時代にもパワハラ・ラインとして有名でした。M担当はパワハラを使っ

て部下を退職に追い込む

てきます。退職金を取り崩せば、老後の必要資金と言われる2千万円を残せません。

先日、組合が発表した賃金実態調査結果からすると、50才代の平均年収

からは正社員との不合理な待遇差を禁止するパト有期雇用労働法も施行されます。会社は直ちにシニア契約社員制度の給